

船舶事故等調査報告書

平成24年12月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012横第130号
事故等種類	乗揚（海苔養殖施設）
発生日時	平成24年2月18日（土） 10時50分ごろ
発生場所	千葉県木更津市金田漁港北方沖 木更津市所在の東京湾アクアライン海ほたる灯から真方位110° 2,960m付近 （概位 北緯35°27.3′ 東経139°54.3′）
事故等調査の経過	平成24年8月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	モーターボート ミッドレンジャー、5トン未満（長さ6.1m） 230-36795東京、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	本船 船底擦過傷 海苔養殖施設 海苔網破断、ナイロン製ロープの擦れ損傷
事故等の経過	本船は、船長ほか2人が乗船し、金田漁港沖を航行中、平成24年2月18日10時50分ごろ金田漁港沖の海苔養殖施設に乗り揚げた。 本船は、金田漁業協同組合所属の漁船の支援により離脱した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 5、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の中央期
その他の事項	船長は、操縦免許取得後の初めての操船であったが、釣り客として本事故発生場所付近の海域を航行した経験があり、海苔養殖施設が設置されていることは知っていたが、設置場所を正確に把握していなかった。 本船は、海図及び魚群探知機を備えていたが、GPS及びレーダーはなかった。 船長は、海図を使用して船位の確認を行わず、操船に意識を集中していたために海苔養殖施設の標識に気付かなかった。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、金田漁港沖を航行中、船長が海苔養殖施設の設置場所を正確に把握していなかったことから、海苔養殖施設設置区域に接近し、

	同施設に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、金田漁港沖を航行中、船長が海苔養殖施設の設置場所を正確に把握していなかったため、海苔養殖施設設置区域に接近し、同施設に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・海苔養殖施設が設置されている区域を航行する際には、設置場所を正確に把握し、同区域に接近しないよう、海図を使用して船位の確認を行うこと。